

2 水質関係

(1) 水質に係る環境基準

ア 人の健康の保護に関する環境基準 (昭和46年 環境庁告示59号 令和3年 環境省告示第62号最終改正)

項 目	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	0.003 mg/L 以下	日本産業規格 (以下「規格」という。) K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検出されないこと	規格K0102の38.1.2(38の備考11を除く。)及び38.2、38.1.2及び38.3、38.1.2及び38.5又は昭和46年環境庁告示第59号告示 (以下「告示」という。) 付表1に掲げる方法
鉛	0.01 mg/L 以下	規格K0102の54に定める方法
六価クロム	0.02 mg/L 以下	規格K0102の65.2(65.2.2及び65.2.7を除く。)に定める方法。(ただし、告示の1から3までに掲げる場合に当たっては、それぞれ1から3までに定めるところによる。)
砒素	0.01 mg/L 以下	規格K0102の61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005 mg/L 以下	告示付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと	告示付表3に掲げる方法
P C B	検出されないこと	告示付表4に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006 mg/L 以下	告示付表5に掲げる方法
シマジン	0.003 mg/L 以下	告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下	告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01 mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01 mg/L 以下	規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下	硝酸性窒素にあつては規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては43.1に定める方法
ふっ素	0.8 mg/L 以下	規格K0102の34.1若しくは34.4に定める方法又は34.1.c) に定める方法及び告示付表7に掲げる方法
ほう素	1 mg/L 以下	規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	告示付表8に掲げる方法
備考	1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。 4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。	

※ 昭和46年12月 環境庁告示59号に定める測定方法に関する付表は省略

イ 地下水の水質汚濁に係る環境基準（平成9年 環境庁告示10号 令和3年 環境省告示第63号最終改正）

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003 mg/L 以下	規格K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検出されないこと	規格K0102の38.1.2(38の備考11を除く。)及び38.2、38.1.2及び38.3、38.1.2及び38.5又は告示付表1に掲げる方法
鉛	0.01 mg/L 以下	規格K0102の54に定める方法
六価クロム	0.02 mg/L 以下	規格K0102の65.2(65.2.2及び65.2.7を除く。)に定める方法。(ただし、平成9年環境庁告示第10号別表の1から3までに掲げる場合にあつては、それぞれ1から3までに定めるところによる。)
砒素	0.01 mg/L 以下	規格K0102の61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005 mg/L 以下	告示付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと	告示付表3に掲げる方法
PCB	検出されないこと	告示付表4に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン	0.002 mg/L 以下	平成9年環境省告示10号付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	シス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006 mg/L 以下	告示付表5に掲げる方法
シマジン	0.003 mg/L 以下	告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下	告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01 mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01 mg/L 以下	規格K0102 67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下	硝酸性窒素にあつては規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては43.1に定める方法
ふっ素	0.8 mg/L 以下	規格K0102の34.1若しくは34.4に定める方法又は34.1.c) に定める方法及び告示付表7に掲げる方法
ほう素	1 mg/L 以下	規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	告示付表8に掲げる方法
備考	<p>1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。</p> <p>4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>	

*昭和46年12月環境庁告示59号及び平成9年3月 環境庁告示10号に定める測定方法に関する付表は省略

ウ 人の健康の保護に関する要監視項目及び指針値

(平成 5 年 環境庁水質保全局長通知 令和 2 年 環境省水大気環境局長通知最終改正)

①公共用水域

項 目		指針値	項 目		指針値
1	クロロホルム	0.06 mg/L 以下	15	イプロベンホス (IBP)	0.008 mg/L 以下
2	トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	16	クロルニトロフェン (CNP)	—
3	1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L 以下	17	トルエン	0.6 mg/L 以下
4	p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L 以下	18	キシレン	0.4 mg/L 以下
5	イソキサチオン	0.008 mg/L 以下	19	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L 以下
6	ダイアジノン	0.005 mg/L 以下	20	ニッケル	—
7	フェニトロチオン (MEP)	0.003 mg/L 以下	21	モリブデン	0.07 mg/L 以下
8	イソプロチオラン	0.04 mg/L 以下	22	アンチモン	0.02 mg/L 以下
9	オキシ銅 (有機銅)	0.04 mg/L 以下	23	塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L 以下
10	クロロタロニル (TPN)	0.05 mg/L 以下	24	エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L 以下
11	プロピザミド*	0.008 mg/L 以下	25	全マンガン	0.2 mg/L 以下
12	E P N	0.006 mg/L 以下	26	ウラン	0.002 mg/L 以下
13	ジクロロボス (DDVP)	0.008 mg/L 以下	27	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	0.00005 mg/L 以下 (暫定)
14	フェノブカルブ (BPMC)	0.03 mg/L 以下			

②地下水

項 目		指針値	項 目		指針値
1	クロロホルム	0.06 mg/L 以下	14	イプロベンホス (IBP)	0.008 mg/L 以下
2	1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L 以下	15	クロルニトロフェン (CNP)	—
3	p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L 以下	16	トルエン	0.6 mg/L 以下
4	イソキサチオン	0.008 mg/L 以下	17	キシレン	0.4 mg/L 以下
5	ダイアジノン	0.005 mg/L 以下	18	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L 以下
6	フェニトロチオン (MEP)	0.003 mg/L 以下	19	ニッケル	—
7	イソプロチオラン	0.04 mg/L 以下	20	モリブデン	0.07 mg/L 以下
8	オキシ銅 (有機銅)	0.04 mg/L 以下	21	アンチモン	0.02 mg/L 以下
9	クロロタロニル (TPN)	0.05 mg/L 以下	22	エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L 以下
10	プロピザミド*	0.008 mg/L 以下	23	全マンガン	0.2 mg/L 以下
11	E P N	0.006 mg/L 以下	24	ウラン	0.002 mg/L 以下
12	ジクロロボス (DDVP)	0.008 mg/L 以下	25	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	0.00005 mg/L 以下 (暫定)
13	フェノブカルブ (BPMC)	0.03 mg/L 以下			

* (注) クロルニトロフェン (CNP) の指針値は、平成 6 年 3 月 15 日付環水管第 43 号で削除
ニッケルの指針値は、平成 11 年 2 月 22 日付け環水企第 58 号、環水管第 49 号で削除

* (注) PFOS 及び PFOA の指針値 (暫定) については、PFOS 及び PFOA の合算値とする。

工 生活環境の保全に関する環境基準

(昭和46年 環境庁告示59号 令和3年 環境省告示第62号最終改正)

①河川

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該 当 水 域
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下 の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L 以上	20 CFU/100mL以下	別 に 水 域 類 型 ご と に 指 定 す る 水 域
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L 以上	300 CFU/100mL以下	
B	水道3級 水産2級及びC以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L 以上	1,000 CFU/100mL以下	
C	水産3級 工業用水1級及びD以下 の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L 以上	—	
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L 以上	—	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ゴミ等の浮遊が認め られないこと	2mg/L 以上	—	
測定方法		規格K0102の12.1 に定める方法又は ガラス電極を用いる 水質自動監視測定 装置によりこれと 同程度の計測結果 の得られる方法	規格K0102の21に 定める方法	告示付表9に定め る方法	規格K0102の32に 定める方法又は隔膜 電極若しくは光学 式センサを用いる 水質自動監視測定 装置によりこれと 同程度の計測結果 の得られる方法	告示付表10に掲げ る方法	

備考

1. 基準値は日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値(年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×n番目(nは日間平均値のデータ数)のデータ値(0.9×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番号の値をとる。))とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)
2. 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする(湖沼もこれに準ずる。)
3. 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう(湖沼海域もこれに準ずる。)
4. 水道1級を利用目的としている地点(自然環境保全を利用目的としている地点を除く。)については、大腸菌数 100CFU/100ml以下とする。(※)
5. 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない(湖沼、海域もこれに準ずる。)
6. 大腸菌数に用いる単位はCFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

(注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

5. 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度
(※) 県内の河川AA類型の環境基準点においては、20CFU/100ml以下を適用する。

②湖沼（天然湖沼及び貯水量1,000万立方メートル以上であり、かつ水の滞留時間が4日間以上である人工湖）

a. 環境保全に関する項目

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全及びA以下 の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20 CFU/100mL以下	別に水域類型ごとに指定する水域
A	水道2、3級 水産2級、水浴 及びB以下の欄に掲げる	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300 CFU/100mL 以下	
B	水産3級 工業用水1級、農業用 水 及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	—	
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	ゴミ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	—	
測定方法		規格K0102の12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格K0102の17に定める方法	告示付表9に掲げる方法	規格K0102の32に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	告示付表10に掲げる方法	
備考							
<p>1 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。</p> <p>2 水道1級を利用目的としている地点(自然環境保全を利用目的としている地点を除く。)については、大腸菌数100CFU/100ml以下とする。(※1)</p> <p>3 水道3級を利用目的としている地点(水浴又は水道2級を利用目的としている地点を除く。)については、大腸菌数1,000CFU/100ml以下とする。(※2)</p> <p>4 大腸菌数に用いる単位はCFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit)/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。</p> <p>※1 規格K0102の12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法</p> <p>※2 規格K0102の32に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法</p>							

- (注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水産生物用
4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊の浄水操作を行うもの
5. 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

- (※1) 県内の湖沼AA類型の環境基準点においては、20CFU/100ml以下を適用する。
- (※2) 県内の湖沼A類型の環境基準点においては、300CFU/100ml以下を適用する。

b. 全窒素、全磷

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当 水域
		全窒素	全 ^{りん} 磷	
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1 mg/L 以下	0.005 mg/L 以下	別に水域類型ごとに指定する水域
Ⅱ	水道1、2、3級（特殊なものを除く） 水産1種、水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	
Ⅲ	水道3級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	
Ⅳ	水産2種及びⅤの欄にかかげるもの	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下	
Ⅴ	水産3種、工業用水、農業用水、環境保全	1 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下	
測定方法		規格K0102の45.2、 45.3、45.4又は45.6 に定める方法	規格K0102の46.3に 定める方法	
備考				
1. 基準値は、年間平均値とする。 2. 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。 3. 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。				

- (注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
 3. 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
 水産2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
 水産3種：コイ、フナ等の水産生物用
 4. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

オ 水生生物の保全に係る水質環境基準

(平成 15 環境省水環境部長通知、平成 28 環境省告示第 37 号最終改正)

①水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型及び基準値(河川及び湖沼)

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	LAS*	
生物 A	イワナ・サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下	別に水域類型ごとに指定する水域
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下	
生物 B	コイ・フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
生物特 B	生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下	
測定方法		規格K0102の53に定める方法	告示付表11に定める方法	告示付表12に定める方法	
(備考) 基準値は年間平均値とする。*直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩					

②要監視項目の水域類型及び指針値（河川及び湖沼）

類型	指針値					
	クロロホルム	フェノール	ホルムアルデヒド	4-t-オクチルフェノール	アニリン	2,4-ジクロロフェノール
生物 A	0.7mg/L 以下	0.05mg/L 以下	1mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.02mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	0.006mg/L 以下	0.01mg/L 以下	1mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.02mg/L 以下	0.003mg/L 以下
生物 B	3mg/L 以下	0.08mg/L 以下	1mg/L 以下	0.004mg/L 以下	0.02mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 B	3mg/L 以下	0.01mg/L 以下	1mg/L 以下	0.003mg/L 以下	0.02mg/L 以下	0.02mg/L 以下

③底層溶存酸素量の水域類型及び基準値

類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値	該当水域
		底層溶存酸素量	
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0 mg / L 以下	別に水域類型ごとに指定する水域
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0 mg / L 以下	
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0 mg / L 以下	
測定方法		規格32に定める方法又は付表13に掲げる方法	
(備考) 1 基準値は年間平均値とする。 2 底面付近で溶存酸素量の変化が大きいが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。			

カ 水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況（長野市関係）

①生活環境項目

区分	水域	該当類型	達成期間	指定年月日
河川	信濃川上流(3) (千曲川：大屋橋から県境まで)	A	ロ	昭47.4.6環境庁告示第7号
	犀川(3) (奈良井川合流点から下流)	A	ロ	昭47.6.19県告示第378号
	裾花川(全域)	A	イ	昭54.3.29県告示第264号
	鳥居川(全域)	A	イ	昭57.9.30県告示第640号
湖沼	大座法師池(全域)	A	イ	昭51.5.4県告示第280号

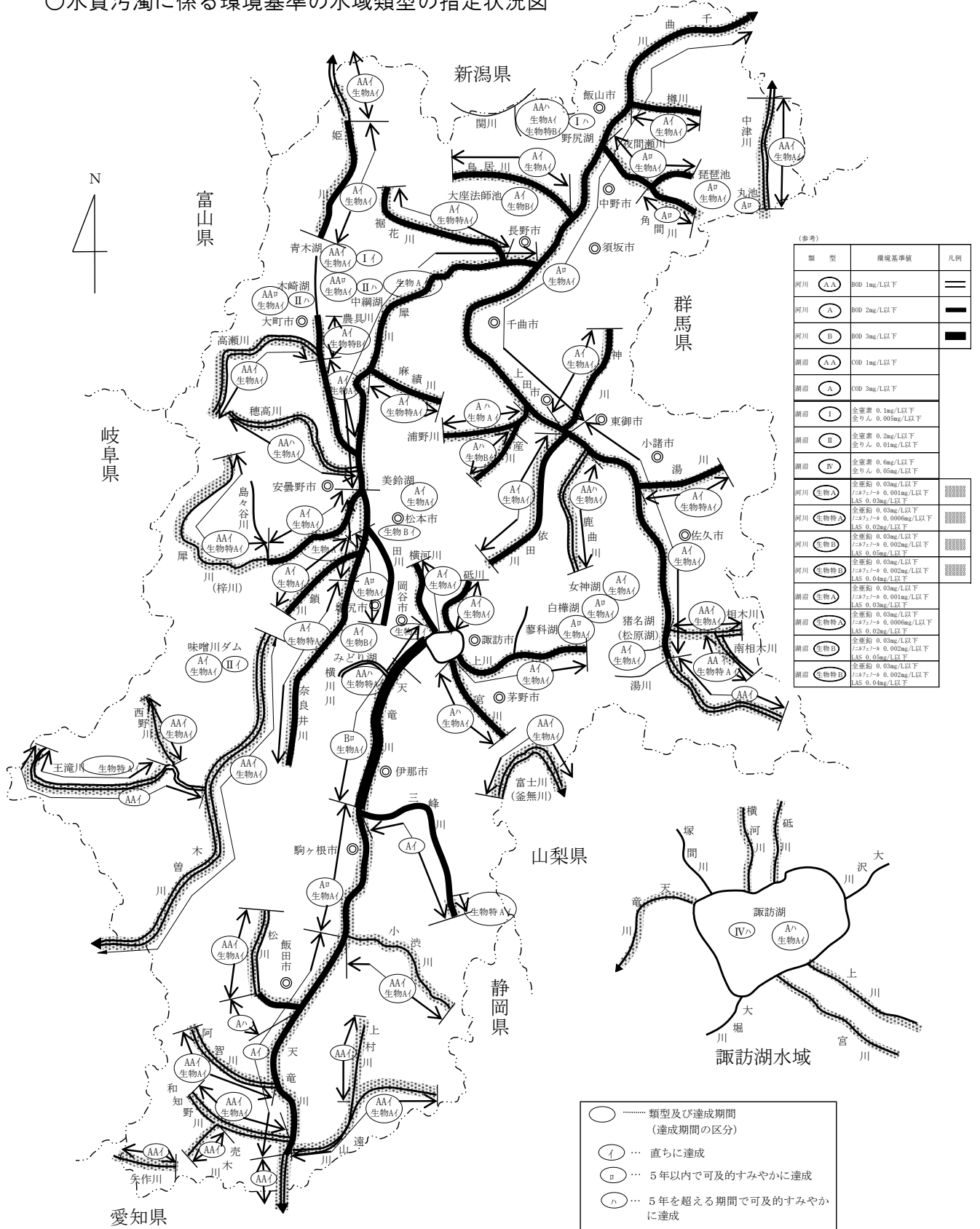
②水生生物保全項目

区分	水域	該当類型	達成期間	指定年月日
河川	信濃川(1) (長生橋(長岡市)より上流に限る)	生物A	イ	平22.9.24環境省告示第46号
	犀川(3) (奈良井川合流点から下流)	生物A	イ	平成24.4.5県告示第313号
	裾花川(全域)	生物特A	イ	
	鳥居川(全域)	生物A	イ	
湖沼	大座法師池(全域)	生物B	イ	平成25.2.25県告示第72号

注 達成期間欄中の「イ」は直ちに達成を、「ロ」は5年以内で可及的速やかに達成を示す。

キ 主要河川湖沼水質測定地点概略図

○水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況図



(2) 規制法令等の概要

ア 水質汚濁防止法（水濁法）／昭和45年 法律138号

工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下浸透水の水質について規制するとともに、生活排水対策を推進する法律です。法で定める特定施設を設置する工場及び事業場から必要な届出の提出を求めるとともに、排水基準を設けています。

イ 良好な生活環境の保全に関する条例（県条例）の事業場排水規制

／昭和48年 県条例11号第16～28条

水濁法を補完するものです。水濁法で定める特定施設の対象を拡大し、必要な届出を求めるとともに排水基準を設けています。

ウ 長野市公害防止条例（市条例）の事業場排水規制／平成16年 市条例45号第5～18条

水濁法を補完するものです。いわゆるコイン洗車場の洗車施設（門型自動洗車機は水濁法特定施設のため除く）を特定施設に定め、必要な届出を求めるとともに排水基準を設けています。また、水質測定と測定記録の保管（3年間）を義務付けています。

(3) 届出について

種 別	期 日	概 要
ア 設置届	設置工事着手の 60日前	特定施設を設置する場合は、事前に届出が必要です。 水濁法、県条例、市条例それぞれについて別様式になります。 ※市長が相当と認める場合、実施制限期間の短縮ができます。
イ 氏名等変更届	変更の日から 30日以内	設置の届出事項のうち、氏名・名称及び住所に係る事項に変更が生じた場合は、その旨の届出が必要です。様式は同一です。
ウ 構造等変更届	変更工事着手の 60日前	設置の届出事項のうち、特定施設の構造、使用の方法、特定施設から排出される汚水の処理方法、排出水の量、その他規則で定める事項に変更が生じる場合は、その旨の届出が必要です。 ※市長が相当と認める場合実施制限期間の短縮ができます。
エ 承継届	承継の日から 30日以内	特定施設を譲り受け、又は借受け、設置（使用）届出者の地位を承継した者又は法人は、その旨の届出が必要です。
オ 廃止届	廃止の日から 30日以内	特定施設を廃止した場合は、その旨の届出が必要です。
カ 使用届	法令等変更の日 から30日（県条例 は60日）以内	法令等で定める特定施設の種類又は規制地域が変更された際に、すでに特定施設を使用している場合は、使用届（内容は設置届と同様）が必要です。
キ 水質測定記録	1年に1回以上	水質汚濁防止法に規定する排水基準に係る項目にのうち、業種等により想定される項目について水質測定を行ない、結果について3年間保管してください。 ただし、旅館業（温泉利用）は一部項目について3年に1回以上、その他については必要に応じて水質測定を行ってください。
ク 改善措置報告書	命令・勧告で定め る日まで	市からの改善命令、若しくは改善勧告に基づく措置を取り、その結果を報告してください。

(4) 水質汚濁防止法の規制基準等

ア 特定施設

(施行令別表1)

番号	特定施設
1	鉱業又は水洗炭業の用に供するものであって、次に掲げるもの イ 選鉱施設 ロ 選炭施設 ハ 坑水中和沈でん施設 ニ 掘さく用の泥水分離施設
1の2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 豚房施設(豚房の総面積が50㎡未満の事業場に係るものを除く。) ロ 牛房施設(牛房の総面積が200㎡未満の事業場に係るものを除く。) ハ 馬房施設(馬房の総面積が500㎡未満の事業場に係るものを除く。)
2	畜産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設(洗びん施設を含む。) ハ 湯煮施設
3	水産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水産動物原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 脱水施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 湯煮施設
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 湯煮施設 ニ 濃縮施設 ホ 精製施設 ヘ ろ過施設
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設
7	砂糖製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設(流送施設を含む。) ハ ろ過施設 ニ 分離施設 ホ 精製施設
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機
10	飲料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設(洗びん施設を含む。) ハ 搾汁施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設 ヘ 蒸りゅう施設
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 真空濃縮施設 ホ 水洗式脱臭施設
12	動植物油脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 分離施設
13	イースト製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 分離施設
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 洗浄施設(流送施設を含む。) ハ 分離施設 ニ 洗だめ及びこれに類する施設
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 精製施設
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設
18の2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 湯煮施設 ハ 洗浄施設
18の3	たばこ製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗式脱臭施設 ロ 洗浄施設
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ まゆ湯煮施設 ロ 副蚕処理施設 ハ 原料浸せき施設 ニ 精練機及び精練そう ホ シルケット機 ヘ 漂白機及び漂白そう ト 染色施設 チ 薬液浸透施設 リ のり抜き施設
20	洗毛業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗毛施設 ロ 洗化炭施設
21	化学繊維製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 湿式紡糸施設 ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設 ハ 原料回収施設
21の2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー

番号	特定施設
21 の 3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設
21 の 4	パーティクルボード製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 湿式バーカー ロ 接着機洗浄施設
22	木材薬品処理業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 湿式バーカー ロ 薬液浸透施設
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 湿式バーカー ハ 碎木機 ニ 蒸解施設 ホ 蒸解廃液濃縮施設 ヘ チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 ト 漂白施設 チ 抄紙施設(抄造施設を含む。) リ セロハン製膜施設 ス 湿式繊維板成型施設 ル 廃ガス洗浄施設
23 の 2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 自動式フィルム現像洗浄施設 ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
24	化学肥料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 分離施設 ハ 水洗式破碎施設 ニ 廃ガス洗浄施設 ホ 湿式集じん施設
25	水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 塩水精製施設 ロ 電解施設
26	無機顔料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ ろ過施設 ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設 ホ 廃ガス洗浄施設
27	前二号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 遠心分離機 ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 ニ 活性炭又は二 硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設 ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設 チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 リ バリウム化学物製造施設のうち、水洗式分別施 設 ス 廃ガス洗浄施設 ル 湿式集じん施設
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 湿式アセチレンガス発生施設 ロ さく酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸りゅう施設 ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸りゅう施設 ニ アクリル酸エステル製造施 設のうち、蒸りゅう施設 ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設 ヘ クロロプレンモノマー洗浄施設
29	コールタール製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ベンゼン類硫酸洗浄施設 ロ 静置分離器 ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設
30	発酵工業(第 5 号、第 10 号及び第 13 号に掲げる事業を除く。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 蒸りゅう施設 ハ 遠心分離機 ニ ろ過施設
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸りゅう施設 ロ ホルムアルデヒド製造施設 のうち、精製施設 ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 廃ガス洗浄施設
33	合成樹脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 縮合反応施設 ロ 水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 静置分離器 ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガ ス冷却洗浄施設及び蒸りゅう施設 ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸りゅう施設 ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 チ ポリブテンの酸又はアル カリによる処理施設 リ 廃ガス洗浄施設 ス 湿式集じん施設
34	合成ゴム製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 脱水施設 ハ 水洗施設 ニ ラテックス濃縮施設 ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリ ル・ブタジエンゴム、又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 蒸りゅう施設 ロ 分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設
36	合成洗剤製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 廃酸分離施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設

番号	特定施設
37	前 6 号に掲げる事業以外の石油化学工業(石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第五十一号に掲げる事業を除く。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 分離施設 ハ ろ過施設 ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸りゅう施設 ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸りゅう施設 ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる施設 ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸りゅう施設及び硫酸濃縮施設 チ エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸りゅう施設及び濃縮施設 リ ニーエチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸りゅう施設 ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設 オ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及 メチルアルコール蒸りゅう施設 ワ プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器 カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設 ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設
38	石けん製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料精製施設 ロ 塩析施設
38 の 2	界面活性剤製造業の用に供する反応施設(1,4-ジオキササンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。)
39	硬化油製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 脱酸施設 ロ 脱臭施設
40	脂肪酸製造業に用に供する蒸りゅう施設
41	香料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 抽出施設
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 石灰づけ施設 ハ 洗浄施設
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 脱水施設
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設
46	第 28 号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ ろ過施設 ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 ニ 廃ガス洗浄施設
47	医薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 動物原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 分離施設 ニ 混合施設(第二条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。) ホ 廃ガス洗浄施設
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設
49	農薬製造業の用に供する混合施設
50	第二条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設
51	石油精製業(潤滑油再生業を含む。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 脱塩施設 ロ 原油常圧蒸りゅう施設 ハ 脱硫施設 ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ホ 潤滑油洗浄施設
51 の 2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業(防振ゴム製造業を除く。)更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設
51 の 3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設
52	皮革製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 石灰づけ施設 ハ タンニンづけ施設 ニ クロム溶施設 ホ 染色施設
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 研磨洗浄施設 ロ 廃ガス洗浄施設
54	セメント製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 抄造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設(蒸気養生施設を含む。)
55	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設

番号	特定施設
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設
58	窯業原料(うわ薬原料を含む。)の精製業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設 ハ 酸処理施設 ニ 脱水施設
59	碎石業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
61	鉄鋼業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設 ハ 圧延施設 ニ 焼入れ施設 ホ 湿式集じん施設
62	非鉄金属製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 還元そう ロ 電解施設(熔融塩電解施設を除く。) ハ 焼入れ施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設 ヘ 湿式集じん施設
63	金属製品製造業又は機械器具製造業(武器製造業を含む。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 焼入れ施設 ロ 電解式洗浄施設 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設
63の2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設
63の3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設(脱硫化水素施設を含む。)
64の2	水道施設(水道法(昭和32年法律第177号)第3条第8項に規定するものをいう。)、工業用水道施設(工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)第2条第6項に規定するものをいう。))又は自家用工業用水道(同法第21条第1項に規定するものをいう。))の施設のうち、浄水施設であつて、次に掲げるもの(これらの浄水能力が一日当たり1万㎡未満の事業場に係るものを除く。) イ 沈でん施設 ロ ろ過施設
65	酸又はアルカリによる表面処理施設
66	電気めつき施設
66の2	エチレンオキサイド又は1,4-ジオキサンの混合施設(各号に該当するものを除く。)
66の3	旅館業(旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定するもの(住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第2条第3項に規定する住宅宿泊事業に該当するもの及び旅館業法第2条第4項に規定する下宿営業を除く。))をいう。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ちゅう房施設 ロ 洗たく施設 ハ 入浴施設
66の4	共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第160号)第5条の2に規定する施設をいう。以下同じ。)に設置されるちゅう房施設(業務の用に供する部分の総床面積(以下単に「総床面積」という。)が500㎡未満の事業場に係るものを除く。)
66の5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設(総床面積が360㎡未満の事業場に係るものを除く。)
66の6	飲食店(次号及び第66号の7に掲げるものを除く。)に設置されるちゅう房施設(総床面積が420㎡未満の事業場に係るものを除く。)
66の7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店(次号に掲げるものを除く。)に設置されるちゅう房施設(総床面積が630㎡未満の事業場に係るものを除く。)
66の8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設(総床面積が1,500㎡未満の事業場に係るものを除く。)
67	洗たく業の用に供する洗浄施設
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設
68の2	病院(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定するものをいう。以下同じ。)で病床数が300以上であるものに設置される施設であつて、次に掲げるもの イ ちゅう房施設 ロ 洗浄施設 ハ 入浴施設
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設
69の2	卸売市場(卸売市場法(昭和46年法律第35号)第2条第2項に規定するものをいう。以下同じ。)(主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸

番号	特定施設
	売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのものを除く。)に設置される施設であって、次に掲げるもの(水産物に係るものに限り、これらの総面積が 1,000 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。) イ 卸売場 ロ 仲卸売場
70	廃油処理施設(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和 45 年法律第 136 号)第 3 条第 14 号に規定するものをいう。)
70 の 2	自動車特定整備事業(道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第 77 条に規定するものをいう。以下同じ。)の用に供する洗車施設(屋内作業場の総面積が 800 平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。)
71	自動式車両洗淨施設
71 の 2	科学技術(人文科学のみの係るものを除く。)に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で総理府令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗淨施設 ロ 焼入れ施設
71 の 3	一般廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 8 条第 1 項に規定するものをいう。)である焼却施設
71 の 4	産業廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条第 1 項に規定するものをいう。)のうち、次に掲げるもの イ 1汚泥の脱水施設 2汚泥の焼却施設 3廃油の油分分離施設 4廃油の焼却施設 5 廃酸又は廃アルカリの中和施設 6廃プラスチック類の焼却施設 7汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設 ロ 1廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設 2廃PCB等又はPCB処理物の分解施設 3PCB汚染物又はPCB処理物の洗淨施設 4産業廃棄物の焼却施設
71 の 5	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンによる洗淨施設(前各号に該当するものを除く。)
71 の 6	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンの蒸留施設(前各号に該当するものを除く。)
72	し尿処理施設(建築基準法施行令第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算出した処理対象人員が 500 人以下のし尿浄化槽を除く。)
73	下水道終末処理施設
74	特定事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(前 2 号に掲げるものを除く。)
県条例1	共同調理場(学校給食法(昭和 29 年法律第 160 号)第 5 条の 2 に規定する施設をいう。以下同じ。)に設置されるちゅう房施設(業務の用に供する部分の総床面積(以下単に「総床面積」という。)が 160 m ² 以上 500 m ² 未満の事業場に係るものに限る。)
県条例2	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設(総床面積が 120 m ² 以上 360 m ² 未満の事業場に係るものに限る)
県条例3	飲食店(次号及び県条例5に掲げるものを除く。)に設置されるちゅう房施設(総床面積が 140 m ² 以上 420 m ² 未満の事業場に係るものに限る。)
県条例4	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店(次号に掲げるものを除く。)に設置されるちゅう房施設(総床面積が 210 m ² 以上 630 m ² 未満の事業場に係るものに限る。)
県条例5	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設(総床面積が 500 m ² 以上 1,500 m ² 未満の事業場に係るものを除く。)
県条例6	病院(医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。)で病床数が 50 以上 300 未満であるものに設置される施設であって、次に掲げるもの (1) ちゅう房施設 (2) 洗淨施設 (3) 入浴施設
県条例7	卸売市場法(昭和 46 年法律第 35 号)第 2 条第 2 項に規定する卸売市場に設置される水産物に係る施設であって、次の各号に掲げるもの(これらの総面積が 200 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のものに限る。) (1) 卸売場 (2) 仲卸売場
県条例8	道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第 77 条に規定する自動車特定整備事業の用に供する洗車施設であって、自動式車両洗淨施設以外のもの(屋内作業場の総面積が 300 平方メートル以上 800 平方メートル未満の事業場に係るものに限る。)
県条例9	舗装材料製造業の用に供する排ガス洗淨施設(アスファルトプラントに係るものに限る。)
市条例1	いわゆるコイン洗車場に設置される洗車施設で、自動式車両洗淨施設以外のもの

イ 水質汚濁防止法第3条第1項に基づく一律排水基準

① 有害物質に関する項目（昭和46年 総理府令35号 令和3年 環境省令第15号最終改正）

有害物質の種類	許容限度	有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L	1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L
シアン化合物	1 mg/L	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
有機燐化合物 [パラチオン、メチルパラチオン、 メチルジメトン及びEPNに限る]	1 mg/L	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
		1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
鉛及びその化合物	0.1 mg/L	1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
六価クロム化合物	0.5 mg/L	チウラム	0.06 mg/L
砒素及びその化合物	0.1 mg/L	シマジン	0.03 mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の 水銀化合物	0.005 mg/L	チオベンカルブ	0.2 mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと	ベンゼン	0.1 mg/L
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L	セレン及びその化合物	0.1 mg/L
トリクロロエチレン	0.1 mg/L	※ ほう素及びその化合物	10 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L	※ ふっ素及びその化合物	8 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L	※ アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物、硝酸化合物	100 mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L		
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L	1,4-ジオキサン	0.5 mg/L

備考

- 「検出されないこと」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和43政令363号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23法律125号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。

注

- 27の項目については、アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量をによる。
- ※印は暫定排出基準が別に定められている。（③の表参照）
- 本表に対応することが現時点での排水処理技術等に照らして困難な業種について、③の表に掲げる暫定排水基準の適用を受ける。（平成19年6月1日環境省水大気環境局長通知）

②生活環境の保全に関する項目

項 目		許 容 限 度
	水素イオン濃度 (pH)	海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8以上8.6以下
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	160 (日間平均 120) mg/L
	化学的酸素要求量 (COD)	160 (日間平均 120) mg/L
	浮遊物質 (SS)	200 (日間平均 150) mg/L
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5 mg/L
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30 mg/L
	フェノール類含有量	5 mg/L
	銅含有量	3 mg/L
※1	亜鉛含有量	2 mg/L
	溶解性鉄含有量	10 mg/L
	溶解性マンガン含有量	10 mg/L
	クロム含有量	2 mg/L
	大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³
※2	窒素含有量	120 (日間平均 60) mg/L
※2	燐含有量	16 (日間平均 8) mg/L
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 「日間平均」による許容限度は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。 この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が 50m³ 以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排出基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を採掘する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水については適用しない。 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 9,000 mg/L を超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及び及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及び及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。 <p>注</p> <ol style="list-style-type: none"> 備考 6 及び 7 の「環境大臣が定める湖沼・海域及びこれらに流入する公共用水域」は以下のとおり（長野市関連） 窒素・燐規制対象湖沼：大座法師池、裾花ダム貯水池、奥裾花ダム貯水池 燐規制対象湖沼：戸隠水源湖 本表に対応することが現時点での排水処理技術等に照らして困難な業種については、④の表の適用を受ける。 ※暫定排水基準あり（※1：⑤の表、※2：省略） 		

③有害物質に関する項目の暫定排水基準 (令和元年 環境省令第1号 令和4年 環境省令第17号最終改正)

有害物質の種類	業種その他の区分	許容限度	適用期間
ほう素及びその化合物 (単位：ほう素の量に関して mg/L)	電気めっき業 [※]	30	R7. 6. 30 まで
	ほうろう鉄器製造業 [※]	40	
	金属鋳業 [※]	100	
	下水道業 (特旅館業 (温泉を利用するものに限る。) に属する特定事業場から排出される水を受け入れている下水道終末より施設を有するもので一定のもの [*] に限る。) [※]	40	当分の間
	旅館業 (1Lにつきほう素 500mg 以下の温泉を利用するものに限る。)	300	
旅館業 (1Lにつきほう素 500mg を超える温泉を利用するものに限る。)	500		
ふっ素及びその化合物 (単位：ふっ素の量に関して mg/L)	ほうろう鉄器製造業 [※]	12	R7. 6. 30 まで
	電気めっき業 (1日当たりの平均的な排出水の量が 50m ³ 以上であるものに限る。) [※]	15	
	電気めっき業 (1日当たりの平均的な排出水の量が 50m ³ 未満であるものに限る。)	40	
	旅館業 (昭和49年政令第363号。以下「改正政令」という。) の施行の際現に湧出していなかった温泉を利用するものであって、1日当たりの平均的な排出水の量が50m ³ 以上であり、かつ温泉を利用するものに限る。)	15	当分の間
	旅館業 (温泉(自然に湧出しているもの(掘削により湧出させたものを除く。以下同じ。))を除く。以下この欄においても同じ。)を利用するものであって 1日当たりの平均的な排出水の量が50m ³ 未満であるもの又は改正政令の施行の際現に湧出していた温泉を利用するものに限る。)	30	
旅館業 (温泉(自然に湧出しているものに限る。以下この欄においても同じ。))を利用するものであって1日当たりの平均的な排出水の量が50m ³ 未満であるもの又は改正政令の施行の際現に湧出していた温泉を利用するものに限る。)	50		
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (単位：アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量に関して、mg/L)	畜産農業 (水濁法施行令別表第1台1号ニロに掲げる施設を有するものに限る。)	300	R7. 6. 30 まで
	畜産農業 (水濁法施行令別表第1台1号ニイに掲げる施設を有するものに限る。)	400	
	ジルコニウム化合物製造業	350	
	モリブデン化合物製造業	1,300	
	バナジウム化合物製造業	1,650	
	貴金属製造・再生業	2,800	

備考

- 左欄に掲げる有害物質の種類ごとに中欄に掲げる業種その他の区分に属する工場又は事業場が同時に他の業種その他の区分に属する場合において、改正後の省令別表1又はこの表によりその業種その他の区分につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該工場又は事業場にかかる排出水については、それらの排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。
- ほう素及びその化合物の項中「一定の条件」とは、特定事業場であって次の算式により計算された値が10を超えるものをいう。

$$(\sum Ci \cdot Qi) / Q$$

Ci 当該下水道終末処理施設を設置している特定事業場 (以下「当該下水道」という。) に水を排出する旅館業に属する特定事業場ごとに、当該特定事業場から当該下水道に排出される水のほう素及びその化合物による汚染状態の通常値 (単位：mg/L)

Qi 当該特定事業場から当該下水道に排出される水の通常量 (m³/日)

Q 当該下水道から排出される排出水の通常量 (m³/日)

- 業種その他の区分欄中の[※]印は海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。

④亜鉛含有量に係る暫定基準（令和6年12月10日まで）

（平成18年 環境省令33号 令和3年 環境省令第15号最終改正）

項目	業種	許容限度 (mg/L)
亜鉛含有量	電気めっき業	4

（参考）亜鉛含有量に係る暫定基準と県条例の適用関係（網掛けは、県条例が適用）

区分	1日排水量	500m ³ 以上		50m ³ 以上 500m ³ 未満		50m ³ 未満	
	県条例区分	県条例12業種・施設		県条例12業種・施設以外		県条例非適用	
	国省令区分	電気めっき業	電気めっき業以外		電気めっき業	電気めっき業以外	
	H23.12.11～ H28.12.10	3	2		4	2	5

ウ 水質汚濁防止法第 12 条の 3 に基づく特定地下浸透水の浸透の制限

(平成元年 環境庁告示39号 令和 2年 環境省告示第35号最終改正)

有害物質を含む特定地下浸透水を地下浸透することが禁止されており、有害物質を含むものとしての要件は、有害物質の種類ごとに環境大臣が定める方法により特定地下浸透水の有害物質による汚染状態を検定した場合において、下表に掲げる値以上の有害物質が検出される場合である。

有害物質の種類	濃度	有害物質の種類	濃度
カドミウム及びその化合物	0.001 mg/L	トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.004 mg/L
シアン化合物	0.1 mg/L	1,1,1-トリクロロエタン	0.0005 mg/L
有機燐化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、ジメチルケトン及びEPNに限る。)	0.1 mg/L	1,1,2-トリクロロエタン	0.0006 mg/L
		1,3-ジクロロプロペン	0.0002 mg/L
鉛及びその化合物	0.005 mg/L	チウラム	0.0006 mg/L
六価クロム化合物	0.04 mg/L	シマジン	0.0003 mg/L
砒素及びその化合物	0.005 mg/L	チオベンカルブ	0.002 mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005 mg/L	ベンゼン	0.001 mg/L
アルキル水銀化合物	0.0005 mg/L	セレン及びその化合物	0.002 mg/L
P C B	0.0005 mg/L	ほう素及びその化合物	0.2 mg/L
トリクロロエチレン	0.002 mg/L	ふっ素及びその化合物	0.2 mg/L
テトラクロロエチレン	0.0005 mg/L	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物、硝酸化合物	
ジクロロメタン	0.002 mg/L	アンモニア、アンモニア化合物にあつてはアンモニア性窒素	0.7 mg/L
四塩化炭素	0.0002 mg/L	亜硝酸化合物にあつては亜硝酸性窒素	0.2 mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.0004 mg/L	硝酸化合物にあつては硝酸性窒素	0.2 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	0.002 mg/L	塩化ビニルモノマー	0.0002 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.004 mg/L	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L

エ 水質汚濁防止法第 3 条第 3 項に基づく上乗せ排水基準

(県条例※第 16 条別表)

※良好な生活環境の保全に関する条例 (昭和 48 年 長野県条例第 11 号)

①有害物質に係る上乗せ排水基準

区分	有害物質の種類及び許容限度			適用水域
	シアン化合物	六価クロム化合物	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	
水質汚濁防止法第 2 条第 2 項に規定する特定施設を有する工場又は事業場	0.5 mg/L	0.3 mg/L	0.003 mg/L	県の区域に属する公共用水域
(備考)				
1 この表に掲げる上乗せ排水基準は、昭和54年10月31日において既に設置され、又は設置の工事が行われている1日当たりの平均的な排水の量が500m ³ 未満の工場又は事業場に係る排水については適用しない。				
2 この表に掲げる上乗せ排水基準は、一の施設が特定施設となった際に当該施設が設置され、又は設置の工事が行われている1日当たりの平均的な排水の量が500m ³ 未満の工場又は事業場に係る排水については適用しない。ただし、当該施設が特定施設となった際に当該工場又は事業場についてこの表に掲げる上乗せ排水基準が適用されている場合は、この限りでない。				

②水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量及びクロム含有量に係る上乗せ排水基準

号 番 号	業 種 等	区分	500m ³ /日未満のもの				500m ³ /日以上のもの		
		項目	p H	銅	亜鉛	クロム	銅	亜鉛	クロム
		単位	—	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L
1の2	畜産農業 (1)豚房施設(豚房の総面積が250m ² 以上のものに限る。) (2)牛房施設(牛房の総面積が500m ² 以上のものに限る。)	5.8~8.6	—	—	—	—	—	—	
26	無機顔料	5.8~8.6	3	5	2	2	備考2	1	
27	その他の無機化学工業								
47	医薬品								
49	農薬								
52	皮革								
53	ガラス製品								
58	窯業								
61	鉄鋼								
62	非鉄金属								
63	金属製品機械器具								
65	酸・アルカリ表面処理								
66	電気めっき								
(備考)									
1 この表の基準は、県区域に属する公共用水域に適用する。									
2 亜鉛の運用基準は、P19(参考)を参照									

③BOD(COD)、浮遊物質及び大腸菌群数に係る上乗せ排水基準

区 分	排水量	項目及び許容限度					
		BOD(COD)(mg/L)		SS(mg/L)		大腸菌群数(個/cm ³)	
		最大	日間平均	最大	日間平均	日間平均	
1	下記以外の業種	10m ³ 以上 50m ³ 未満	60	40	90	60	—
		50m ³ 以上	30	20	50	30	—
2	寒天製造業 清酒製造業	10m ³ 以上	60	40	90	60	—
3	畜産農業 (1)豚房施設(豚房の総面積が250m ² 以上のものに限る。) (2)牛房施設(牛房の総面積が500m ² 以上のものに限る。)	10m ³ 未満	160	120	200	150	3,000
		10m ³ 以上 500m ³ 未満	160	120	85	70	3,000
		500m ³ 以上	30	20	50	30	—
(備考)							
1 この表の基準は県の区域に属する公共用水域に適用する。							
2 生物学的酸素要求量(BOD)に係る上乗せ排水基準は湖沼以外の公共用水域に排出される排水について、化学的酸素要求量(COD)に係る上乗せ排水基準は湖沼に排出される排水について適用する。							
3 「日間平均」による許容限度は、1日の排水の平均的な汚染状態について定めたものである。							
4 工場又は事業場がこの表の2以上の区分に該当する場合において、それぞれの区分につき異なる許容限度の上乗せ排水基準が定められているときは、当該工場又は事業場に係る排水については、それらの上乗せ排水基準のうち最大の許容限度のものを適用する。							

オ 良好な生活環境の保全に関する条例（県条例）の規定による規制基準

排水に係る規制基準

（昭和 48 年 県条例規則第 9 条別表第 4）

施設の区分*・排水量		規 制 基 準					
		p H	BOD (COD) (mg/L)		S S (mg/L)		ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量に限る。) (mg/L)
			最大	日間平均	最大	日間平均	
県条例 1、2、3、4、 又は 5 の特定施設を 設置する事業場	10m ³ 以上 50m ³ 未満	—	60	40	90	60	—
	50m ³ 以上	—	30	20	50	30	—
県条例 6 又は 7 の特 定施設を設置する事 業場	10m ³ 以上 50m ³ 未満	—	60	40	90	60	—
	50m ³ 以上	5.8 以上 8.6 以下	30	20	50	30	—
県条例 8 又は 9 の特 定施設を設置する事 業場	10m ³ 以上 50m ³ 未満	—	60	40	90	60	—
	50m ³ 以上	5.8 以上 8.6 以下	30	20	50	30	5
(備考) 1. BODに係る規制基準は湖沼以外の公共用水域に排出される排水について、CODに係る規制基準は湖沼に排出される排水について適用する。 2. 「日間平均」による許容限度は、1日の排水の平均的な汚染状態について定めたものである。 3. ※施設の区分 「県条例 1」等の区分は(4)ア特定施設の表左欄[番号]欄に記載された施設区分 (P15)							

カ 長野市公害防止条例*の規定による規制基準

※長野市公害防止条例（平成 16 年 条例 45 号）

汚水又は廃液に係る規制基準

（規則第4条別表第 3）

施設の区分・排出量		規 制 基 準					
		p H	BOD (COD) (mg/L)		S S (mg/L)		ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量に限る。) (mg/L)
			最大	日間平均	最大	日間平均	
別表第 1 第 1 項第 1 号*に掲げる特定 施設を設置する工場 又は事業場	10m ³ 以上	/	60	40	90	60	/
	10m ³ 未満 50m ³ 以上	5.8以上 8.6以下	30	20	50	30	5
備考 1 下水道に接続されているものを除く。 2 生物化学的酸素要求量 (BOD) に係る規制基準は湖沼以外の公共用水域に排出される排水について、化学的酸素要求量 (COD) に係る規制基準は湖沼に排出される排水について適用する。 3 「日間平均」による許容限度は、1日の排水の平均的な汚染状態について定めたものである。 4 この表に掲げる項目の測定方法は、次のとおりとする。							
項目		測定方法					
pH (水素イオン濃度)		日本産業規格 (以下「規格」という。) K0102の12.1に該当する方法					
BOD (生物化学的酸素要求量)		規格K0102の21に該当する方法					
COD (化学的酸素要求量)		規格K0102の17に該当する方法					
S S (浮遊物質量)		環境大臣が定める排水基準に係る検定方法 (昭和49年環境庁告示第64号。以下「環境大臣が定める方法」という。) 本則第32号に規定する方法					
ノルマルヘキサン抽出物質含有量		環境大臣が定める方法本則第33号に規定する方法					
5 別表第1第1項第1号に掲げる特定施設 いわゆるコイン洗車場に設置される洗車施設で、自動式車両洗浄施設以外のもの							